

公園・緑地拠点の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
配置	
	<p>国営昭和記念公園に面する建築物は、壁面の後退や配置の工夫など、公園に対する圧迫感の軽減や公園の緑への視界の確保に努める。</p>
	記載欄
外観	
	<p>公園からの見え方を意識した意匠となるよう配慮する。</p>
	記載欄
	<p>光沢のある材質を避け、落ち着いた意匠とするなど、公園からの見え方に配慮する。</p>
	記載欄
	<p>国営昭和記念公園の主な視点からの見え方に配慮し、建築物の中高層部への低明度・高彩度の色彩の使用を避ける。</p>
	記載欄
高さ・規模	
	<p>国営昭和記念公園の広場や噴水などの主要な眺望点から、公園を囲む豊かな緑の稜^{りょう}線を越えて突出しないよう工夫し、建築物の高さを抑えて計画する。</p>
	記載欄
	<p>国営昭和記念公園の主な視点からの見え方に配慮し、街並みから突出した高さや規模とならないよう努める。</p>
	記載欄
緑化・植栽	
	<p>公園に面する敷地内は、できる限り緑化や植栽し、公園の緑との連続性の確保に努める。</p>
	記載欄
外構	
	<p>公園の緑と調和した外構計画に努める。</p>
	記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

公園・緑地拠点（建築物の建築等）

